

大切な家族を思いやる 相続の準備



相続準備は、お金持ちだけの話じゃない！

相続税の納税はもとより、少しの財産でも誰に相続させるのか、相続に向けての準備が必要です。

私たちは「残された者への思いやり」を第一に考えて、相続に向けて準備されることをお勧めします。

あなたは該当しませんか？

サラリーマンの方



- 親から相続した土地がある
- 家賃収入、駐車場収入、貸地収入がある
- 退職金、企業年金が支給される
- 勤務先の株式を持っている

会社経営者又は自営業の方



- 自社株式の評価額を知りたい
- 次の事業後継者を誰にするのか悩んでいる
- 会社の業績が良く、今のところ私が次期社長候補と言われている
- 会社の業績が低迷し、借入もたくさんある

財産を誰に相続させようか悩んでいる方



- トラブルのないように財産を分けたい
- 「誰に」「何を」相続させるべきか、その判断に困っている
- 生前お世話になった人にも多少の財産をあげたい
- 遺言を考えたい

相続についてもっと知りたい方



- 相続・相続税って何？ その手続はどうするの？
- 相続税はいくらかかるの？
- 相続税の納税資金を準備する方法は？
- 相続対策を検討しているが、これでいいの？
- 私が死んだ後の手続きをどうしたらいいの？

相続の基礎知識

相続とは、亡くなった人（被相続人）の法律上の地位を、家族などの相続人が受け継ぐことをいい、相続手続は被相続人の死亡の時点から始まります。

相続税とは、相続人が財産（債務）を相続したことによって生じる税金で、相続財産の価値が基礎控除額を超えると相続税がかかります。

相続準備のポイント

相続財産の 価値を知る

財産の価値は、税法（財産評価基本通達）に基づいて評価します。「財産評価基本通達に基づいた評価」とは、不動産や会社の株式などの財産の価値を税法の規定に従って計算するという事です。

特に、不動産や自社株式（未上場株）をお持ちの方は、相続財産の総額と相続税の納付予想額を事前に知っておくことが大切です。

どんなに仲が良い家族や親族でも、相続をめぐって争いになることがあります。円満な相続に向けて大切なことは、生きている間に相続人へ贈与したり、遺言書を作成するなどして早目に相続の準備をすることです。

生前に行う 相続の準備

贈与や 納税資金 の準備

例えば次のようなことの検討です。

- ◆ 暦年贈与（1年間に110万円まで贈与を受けても税金はかかりません）
- ◆ 配偶者への居住用財産の贈与
- ◆ 住宅取得資金の贈与
- ◆ 相続時精算課税の活用
- ◆ 相続時精算課税と住宅取得資金の贈与を組み合わせ、さらに控除額アップ
- ◆ 保険の活用（納税資金の確保、相続税非課税限度額の適用など）

その他にも家族構成や財産・債務の状況により様々な準備が必要となりますので、専門家（弁護士や税理士など）に相談されることをお勧めします。



野田公認会計士事務所

(担当：野田)

〒460-0002

名古屋市中区丸の内 2-14-10 丸の内 P-A ビル

(地下鉄桜通線 丸の内駅④出口 徒歩3分)

TEL. 052-203-0761 FAX. 052-203-0762

URL <http://www.aicgroup.gr.jp/>
E-mail info@aicgroup.gr.jp